

令和8年度 学校いじめ防止基本方針

北九州市立 本城中 学校

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあるもので、人権にかかわる重要な問題である。

本校は、生徒一人一人の人権を守り尊厳を保持する目的の下、国・市・地域住民・家庭その他の関係者が連携しながら、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）第13条の規定に基づき、校長が、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために学校いじめ防止基本方針を策定する。

（定義）

法第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（基本理念）

法第三条 いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

Ⅰ いじめに対する基本姿勢

本校においては、法の定義に則り、家庭・地域等と連携を図り、自校の課題を見出し、生徒の実態に応じた取組を図る。また、市や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

（Ⅰ）自校の課題

- ・ コミュニケーション能力が低く、人間関係トラブルが多発している。
- ・ 人間関係トラブルや家庭での問題等、様々な理由による長欠・不登校生徒が多い。
- ・ 配慮に欠けたSNS等への書き込みや動画・画像の投稿・配信に関するトラブルがある。

（学校及び学校の教職員の責務）

法第八条 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所等その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(2) 学校としての役割

- ① いじめに対する正しい認識について共通理解を図り、全教職員で組織的にいじめの早期発見・早期対応に努める。
 - ・ いじめは人間として絶対に許されない行為であり、いじめをはやしたてたり傍観したりする行為もいじめの行為と同様に許されないという強い認識をもつ。
 - ・ 生徒に対して、いじめられている人を助けることは、いじている人を助けることにもなるという認識をもたせる。
 - ・ いじめは成長過程にある生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであることから、積極的に認知に取り組み、早期発見・早期対応に努める。
 - ・ 教職員一人一人がいじめの問題の重要性を正しく認識し、生徒のわずかなサインもキャッチできるよう、定期的なアンケートの実施及び面談を行う。
 - ・ 日頃から教職員間及び保護者との連絡を密にし、情報交換や共通理解を図る。
 - ・ 教職員用資料「これからの生徒指導の推進に当たって～生徒指導実践資料第4集～」等を中心に校内研修会を実施し、教職員のいじめに対する感度を高めたり、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を講師として事例研修やカウンセリング研修を行い教職員のカウンセリング能力の向上に努めたりすることで、いじめに対する正しい認識を共通理解し、組織的な体制を整える。
 - ・ 特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ② 教育相談活動の充実を図り、全教育活動を通じた生徒指導の展開を図る。
 - ・ いじめはどの学校でもどの子にも起こりうるという危機意識を持つこと。
 - ・ 定期的に「いじめの実態把握に特化したアンケート」等を実施するとともに教育相談活動を充実し、いじめが起きたときの対処療法的な対応にとどまるだけでなく、全教育活動を通じた発達支持的生徒指導を展開する。
 - ・ 「これからの生徒指導の推進に当たって～生徒指導実践資料第4集～」のP77「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（例）」を参考にし、これまでの教育活動を振り返り、評価・改善していく。
 - ・ いじめの早期対応にあたっては、教職員がいじめの発見や通報を受けたこと等を抱え込まず、校内いじめ問題対策委員会等で、全教職員で一致協力して継続的に取り組む。
- ③ 家庭、地域、関係機関との連携に努める。
 - ・ 入学時をはじめ各年度の開始時等において、「学校いじめ防止基本方針」や「校内いじめ問題対策委員会」について説明し、生徒・保護者・地域に周知する。（入学式・始業式・懇談会等）
 - ・ いじめの未然防止や早期発見のために、また、いじめられている子を最後まで守り抜くために、学校だけでなく家庭・地域・関係諸機関と連携する。
 - ・ 日頃より家庭訪問等を行い、保護者とコミュニケーションをとり信頼関係を築く。
 - ・ 必要に応じ、児童相談所・警察等の地域の関係機関・相談機関との連携協力を図る。暴力行為や傷害、恐喝、強要、窃盗等、刑罰法規に抵触するものについては警察と連携・協力し対応する。
- ④ 「いじめ防止強化月間」での効果的な取組の強化を図る。
 - ・ 9月の全市一斉「いじめ防止強化月間」において、中学校区での話し合い等により決めた児童生徒の自主的・自発的な取組を中心に全校でいじめ防止に向けた取組を行う。
 - ・ 9月の全市で実施する「いじめに関するアンケート（全市一斉アンケート）」を効果的に活用する。アンケート実施後は、全生徒に面談をすることにより、早期発見に努めるとともに誰もが相談しやすい体制整備に努める。
 - ・ 9月の全市一斉アンケートの際に、保護者にいじめの取組や生徒の状況を確認するアンケートを実施し、積極的にいじめに係る情報を収集する。

- ⑤ いじめ重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストを活用し、平時からの備えを徹底する。
 - ・ 令和6年8月に文部科学省が作成したいじめ重大事態の調査に関するガイドラインチェックリストを活用し、学校におけるいじめ重大事態の平時からの備えを教職員全体で意識し、重大事態の未然防止に努める。

(3) 教職員としての役割

- ① 「心の健康観察」の実施や日常的な関わりを通して児童生徒理解に努める。
- ② 教育活動全体を通じて行ういじめの未然防止教育を通して、いじめを許さない風土の醸成を図り、安心して過ごせる学校、学級づくりに努める。
- ③ 不安や悩みを受容する姿勢を示す等、児童生徒の内面を支援する。
- ④ いじめに対して迅速かつ継続的に対応し、いじめを受けた児童生徒を最後まで守る。
- ⑤ 教職員間で組織的な連携を図り、組織としていじめ問題に対応する。

(4) 保護者としての役割

(保護者の責務)

法第九条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

- ① 学校は、家庭と連携しながら、思いやりや規範意識を育む指導の充実を図る。
- ② 学校は、気になる生徒の様子等について、保護者と情報共有を図り、早期対応に努める。
- ③ 学校は、保護者に対して学校の取組等を適切に伝え、理解と協力を得ながら取組を進める。

2 いじめの未然防止のための措置

- ① 校内研修や教育委員会研修等の機会を通じて、教職員間でいじめについての共通理解を図る。
- ② 道徳教育や人権教育の充実を図り、いじめに向かわない態度・能力を身に付けさせる。
- ③ 分かりやすい授業づくりや温かい集団づくりを通して、生徒が安心して過ごせる環境を整える。
- ④ 教育活動全体を通じて生徒自らが活躍できる場を設定する等、生徒の自己有用感や自己肯定感の育成に努める。
- ⑤ 「中学校区ミーティング」等の機会を捉え、生徒がいじめについて主体的に考える機会を設定する。

3 いじめの早期発見のための措置

- ① 学期に1回以上、年3回以上の「いじめに関するアンケート」（1回は全市一斉アンケート）及び「教育相談アンケート」により、いじめの実態を把握する。

- ② 定期的に教育相談を実施する等、教育相談体制の構築を図る。
- ③ 「心の健康観察」を実施し、児童生徒の心の不調の把握に努める。
- ④ 「北九州市SNS悩み相談」や「24時間子ども相談ホットライン」等の相談窓口を周知する等、相談体制の構築を図る。

4 いじめに対する措置

- ① いじめを発見もしくはいじめの通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込むことなく、組織で対応する。
- ② いじめを受けた児童生徒の気持ちに寄り添い、安全と安心を最優先に確保し、いじめを受けた児童生徒又はその保護者への支援を行う。
- ③ いじめを行った児童生徒の保護者にも協力を求め、当該保護者と連携しながら、児童生徒への指導及び保護者への助言を行う。
- ④ 認知したいじめについては、適切な対応を行った後、いじめに係る行為が止んでいる状態が一定期間継続していること及び被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを含め、継続的に確認する。
- ⑤ 情報モラル教育を推進するとともに、インターネットを介したいじめの早期発見及び適切な対応を図る。

(いじめに対する措置) いじめ防止対策推進法23条フロー

児童（生徒）がいじめを受けていると思われる時

いじめの事実の有無を確認

検討結果を教育委員会に報告

いじめを受けた児童生徒・いじめを行った児童生徒双方から丁寧に話を聞き、「いじめの定義」にあてはまるかを確認する。

いじめがあったことが確認された場合

- いじめをやめさせる。
 - 再発防止をするため、複数の教職員によって、SC、SSW等の専門的な知識を有する者の協力を得つつ、
 - ① いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援
 - ② いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言①②を継続的に行う。
- ※ 必要があると認めるときは、いじめを行った児童等をいじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所で学習を行わせる。

上記①②を行うにあたっては、保護者間で争いが起きることのないよう、いじめ事案に係る情報を保護者と共有する。

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものは所轄の警察署と連携して対処する。
- 児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

5 いじめの早期発見・早期対応のための年間計画

児童生徒に関すること		教職員に関すること	
期日	活動内容	期日	活動内容
【前期】			
4月	始業式・入学式 学校いじめ防止基本方針について説明 道徳（いじめ問題に関する取組）	4月	職員会議（生徒理解研修①）
5月	教育相談アンケート	5月	職員会議（生徒理解研修②） 校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・いじめ問題に関する研修
6月	教育相談①	6月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・いじめ問題に関する研修
7月	ネットいじめ防止フォーラム	7月	
8月		8月	職員会議・いじめ問題に関する研修 （前期前半の取組みの点検、評価、9月い じめ防止強化月間取組の確認等）
9月	いじめ防止強化月間 全市一斉アンケート・面談	9月	
10月	保護者懇談会①	10月	
【後期】			
10月	教育相談アンケート	10月	
11月	教育相談②	11月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・校内研修（アンケート結果を基にし た取組の確認等）
12月		12月	職員会議（取組の点検・評価等）
1月	教育相談アンケート	1月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討・校内研修（アンケート結果を基にし た取組の確認等）
2月	教育相談③	2月	校内いじめ問題対策委員会で研修内容の 検討
3月		3月	職員会議（1年間の取組の点検・評価、生 徒理解等）

6 いじめ防止等の対策のための組織

(1) 校内いじめ問題対策委員会

(学校におけるいじめ防止対策のための組織)

法第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめ防止等に関する措置を実行的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめ防止等の対策のための組織を置くものとする。

① 校内いじめ問題対策委員会の役割

- ・ 学校いじめ防止基本方針の内容確認
- ・ 基本方針に基づく年間計画の作成・実行、校内研修の企画・実施
- ・ いじめの相談・通報の窓口、情報の収集・整理・記録
- ・ いじめの疑いに関する情報があつた場合、緊急会議の開催、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定、保護者との連携
- ・ いじめの認知
- ・ 基本方針の点検、チェックリストの点検、いじめ対策の取組の効果をPDCAサイクルで検証
- ・ いじめ重大事態の調査が学校主体の場合の調査組織の母体

※ SC・SSW等、常に会議に参加できない委員には、会議録等を活用し、情報共有を行う

② 校内いじめ問題対策委員会

- 校長 ○ 教頭 ○ 教務主任 ○ 生徒指導主事 ○ 養護教諭
- 各学年主任 ○ スクールカウンセラー ○ スクールソーシャルワーカー

※ 校内いじめ問題対策委員会は、いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、定期的を開催する。ただし、緊急の対応が必要な場合は、校長の判断により、臨時に開催することができる。

欠席した委員に対しては、会議の議事録を共有するものとする。また、外部関係者が欠席した場合は、必要に応じて専門的観点からの意見を後日聴取するものとする。

また、会議録には、開催期日、出席者、課題及び審議内容を記載するものとする。

③ 校内いじめ問題対策委員会活動計画

※ 定例会は少なくとも月に1回以上行う

(2) 関係機関・相談機関との連携

① 連携の必要性

次のような状況がある場合、指導の効果を見極め、適切な時期に適切な関係機関と連携を図る。

- ・ 心理的なケアが必要であると判断した場合
- ・ 生徒の生命や心身に重大な危険を生じられるおそれがある場合
- ・ 被害生徒の安全が脅かされるおそれがある場合
- ・ 生徒や保護者が、教職員には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ・ 問題行動を繰り返す生徒の処遇や、家庭環境に配慮を要する生徒の対応に関する場合
- ・ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合 等

② 連携のための配慮事項

- ・ 関係機関・相談機関との連携は、校長が判断し、学校の指導体制の一環として行う。
- ・ 学校が関係機関から連絡を受けた場合は、校長が教育委員会に報告する。
- ・ 安易に関係機関や相談機関に依頼したり、連携後にまかせっきりになったりしないようにする。
- ・ 保護者に関係機関・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止め、保護者が学校や教職員に不信感を生まないように配慮する。

7 重大事態とは

（重大事態の定義）

法第二十八条

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

いじめ重大事態への対応

- ① いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）に準じた対応を行う。